

津市消費生活センター特集

平成24年5月1日発行

市民交流課

☎229-3252 ☎227-8070

- 悪質な訪問販売で、商品を購入させられた
 - 身に覚えのない業者から請求を受けた
 - 多重債務で返済が難しい
- など、お困りのことはありませんか。

津市消費生活センターでは、津市に在住・在勤・在学の消費者の皆さんを対象に、悪質商法による被害や製品事故など、消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言や情報提供を行っています。

商品やサービスに関する苦情、事業者とのトラブルなど、消費生活に関する相談に専門の資格を持った相談員が対応しています。

津市消費生活センター ☎229-3313 ☎229-3312



ご注意ください！ 悪質な訪問販売

在宅時間が比較的長い高齢者を狙った、悪質な訪問販売による被害が多発しています。巧みにセールストークを操り、いかにもお得であるかのように見せ

たり、今すぐに修理が必要だと思い込ませたりします。被害金額も高額になることが多く、お金を取り戻すなどの解決のためには、早期の相談が何より大切です。場合によってはクーリング・オフの対象となって、全額返金されることもあります。



とはありません。このような電話がありましたら、津市消費生活センターまでご相談ください。

出前講座のご利用を

津市消費生活センターでは、消費者啓発の一環として出前講座を開催しています。職員または消費生活相談員が出向き、パンフレットや映像を使って、悪質商法全般について市民の皆さんに分かりやすくお話しします。



派遣費用は無料ですので、詳しくは津市消費生活センターへお問い合わせください。

津市職員を装った振り込め詐欺

津市職員を装い、電話でATMを操作するよう誘導して現金を振り込ませる詐欺が発生しています。市では、医療費の還付の受け取りのためにATMの操作を求めるこ



▲昨年の出前講座の様子